

一般社団法人長崎県社会福祉士会
懲戒基準に関する細則

細則第2号

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人長崎県社会福祉士会（以下「本会」という。）懲戒に関する規則（以下「規則」という。）第8条に基づき、懲戒に関する細目事項を定め、また、本会会員（以下「会員」という。）を除名あるいはその他の懲戒をする場合の種類並びに基準を定め、もって会員の倫理基準の維持・向上を図ることを目的とする。

(懲戒の種類)

第2条 本会の懲戒の種類は次のとおりとする。

1. 厳重注意
2. 戒告
3. 除名

(厳重注意の事由)

第3条 会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行い、会員に反省の意思があり、情状酌量の余地がある場合である。

(戒告の事由)

第4条 会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行い、会員として不適切な対応や態度が見られる場合である。

(除名の事由)

第5条 会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行い、会員として極めて不適切である場合である。

(懲戒の処分実施)

第6条 会員を前第2条に規定する懲戒の処分にする場合には、（公社）日本社会福祉士会が定める「会員への苦情に対応する手続に関する規則」に基づかなければならない。

(対象会員の身分)

第7条 苦情申立を受けた会員は、（公社）日本社会福祉士会が別に定める「会員への苦情に対応する手続に関する規則」により処分が確定するまで、会員の身分は保持される。

(規則の改廃)

第8条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. 平成23年6月12日制定
2. この細則は（公社）日本社会福祉士会が連合体としての新定款を施行し、本会が正会員として入会を承認された時点から施行する。
3. 平成26年4月1日改正